

## 横浜ベイサイドマリーナ 2 期地区整備事業について

横浜ベイサイドマリーナ 2 期地区整備事業については、公募により事業者を決定し、平成 17 年 12 月 26 日に(有)横浜ベイサイドリゾートに土地を売却しています。

現在の計画では、立体駐車場、カジュアルホテル、リゾートホテル及び商業施設の 4 つの施設を整備する予定で、立体駐車場が平成 21 年 4 月、カジュアルホテルが同年 12 月に開業しています。

残る 2 つの施設は、平成 25 年 12 月を開業期限としていましたが、長引く不況による消費の低迷などを理由に、工事が着工されていません。(別紙参照)

当事業については、平成 25 年 7 月に事業者から計画の変更とともに開業期限の延長について申出がありましたので、その取扱いについて報告します。

### 1 申出の主な内容

#### (1) 計画の変更

	現行計画	変更計画 (案)	
開業済	立体駐車場 (733 台)	変更なし	
	カジュアルホテル (31 室)	解体	長期滞在型ホテル (約 900 室)
未着工	リゾートホテル (14 室)		
	商業施設 (物販・飲食)	物販・飲食のほかに新たに温浴施設等を追加	

#### (2) 変更の理由

長期滞在者を顧客とすることで安定した収入を確保し事業性を高めます。施設の計画にあたっては、横浜市市街地環境設計制度 (以下「制度」という。) を活用して高さや容積率を確保することで、客室数の増加を図るとともに、物販・飲食のほか、温浴施設や地域活動などが行える施設を設置します。

これにより、ホテルの機能を高め、新たな需要を創出し、事業の安定化につなげます。

### 2 今後の取扱い

事業者が現行計画の開業期限前までに、制度の適用に関して関係行政機関と十分な調整を行い、変更の計画 (案) を確定し、そのうえで、本市が内容を精査し、計画の変更並びに開業期限の延長の可否について判断します。

ただし、制度の適用の見通しが立たないなど、計画 (案) が不十分な場合は、土地の買戻し協議に入ります。

## 1 これまでの経緯

平成14年 6月 3日	公募開始
平成17年12月26日	(有) 横浜ベイサイドリゾート (SPC) と契約を締結
平成21年 4月 4日	立体駐車場オープン
平成21年12月22日	カジュアルホテルオープン
平成23年 3月 2日	指定期日の変更 (平成25年12月31日まで) 【未着工の施設】 商業施設、リゾートホテル

## 2 現行完成予想図

